

## (4)その他（研究協力員寄稿）

### 明治 30 年代初頭に島根県を訪れた鬱陵島民と洪在現の虚実

石橋 智紀

はじめに(明治 30 年代初頭とは)

明治時代、多くの日本人が伐木・漁労等を目的に鬱陵島に渡航していたことについては、これまでいろいろな報告等があり、研究もされているが、鬱陵島民（韓国人）が島根県を訪問した事例についての研究はほとんどない。明治 30（1897）年代初頭を中心にそういった例について報告したい。

明治 29（1896）年 10 月に境港（鳥取県）が開港外貿易港に指定されている。このことにより、外国からの貿易船（日本人所有に限る）の入港が可能になったことから、鬱陵島からも主に大豆を輸入するための船舶が入港することになり、それに乗船して鬱陵島民が境港や近隣の松江市を訪問するようになったものと思われる。

なお、明治 32 年には鬱陵島の島監の裴季周が、日本人が鬱陵島の木材を盗伐するとして、鬱陵島から隠岐に渡り島前の浦郷警察分署に告訴状を提出したり（これについては嫌疑不十分で免訴になった）、松江地方裁判所に告訴しに松江にも来たりしている。

#### ①松江で足の治療を受けた鬱陵島の青年

明治 30 年 3 月 30 日付『山陰新聞』は「韓人慕我醫」という見出しで次のように伝えている。

「朝鮮國鬱陵島の石俊兒は多年黴毒の爲めになやまされ居りしが先般商業の爲め同島に至りし簸川郡杵築町の片岡岩市に日本醫の治療を受けんことを依頼せしに同人も之を諾し同道にて一昨日當市に來り雜賀町の杉原萬之助方に投宿して同町の醫師錦織芳三郎氏の治療を受くる事となれり…」またこの記事には、鬱陵島の島監の裴季周の添書を携帯していたこととその全文が掲載されている。

この件については、明治 30 年 3 月 31 日付で島根県知事曾我部道夫より外務大臣大隈重信あてに報告がされている。

「朝鮮國鬱陵島沙洞住

洪石俊 當拾九年

右之者縣下簸川郡杵築村片岡岩市ナルモノト同伴、本月二十五日縣下松江市旅人宿ニ投宿セシニ付取調候處同行岩市商用ノ爲メ前肩書地ニ渡航シタル際右洪石俊ハ足部ヲ痛ミ居リシニヨリ我國ニ來リ醫療ヲ受ケンコトヲ勸誘シ遂ニ同伴シ來リタルモノニシテ素ヨリ該國政府ノ許可證モ無之ニ付直チニ歸國セシムルヘキ筈ニ有之候得共目下疾病ニ罹リ居候間全癒次第歸國セシムヘク候此段爲念及報告候也」<sup>1</sup>

洪石俊（ホンソクジュン）の病気は翌年 1 月 21 日付の『山陰新聞』によれば「脛骨カリエス後潰瘍」とあるので、おそらく結核菌か何か細菌が原因で脛骨の骨組織が壊死した状態になっていたものと思われる。

<sup>1</sup> 韓国国史編纂委員会、韓國近代資料集成 1 卷『要視察韓國人舉動 1』要視察外國人ノ舉動雜纂 韓國人ノ部(一) 3. 本邦渡來朝鮮人ノ動靜探偵方ノ件 (93)渡來朝鮮人ノ儀ニ付報告

明治 39 (1906) 年に鬱陵島を訪問した奥原碧雲も『竹島及鬱陵島』の中で鬱陵島の衛生状態について「傳染病の如きも、その如何に恐るべきか、如何に豫防すべきかにつきては、何等の感念なきものゝ如し。鍼醫は八九名あるよしなれど、もとより、醫學上の知識を備ふるにあらず、學者は即ち醫師を兼ねるの有様なり。」と述べており、鬱陵島での治療は不可能な状況であった。しかし、そこで彼が日本で治療を受けようと思ったのは、鬱陵島で治療を受け続けるよりも日本に行けばよりよい治療を受けることが期待できたからであろうし、島監も鬱陵島民が国外の島根県で治療を受けることに対する許可と日本の医師に宛てて依頼をおこなっていることは、この時期の鬱陵島民の日本に対する意識の一端を示していると考えられないだろうか。

なお、医師の錦織芳三郎は、『職員録 明治二十六年乙』には松江病院の医員として名前が載っているが、翌年の『職員録 明治二十七年乙』には名前がなくなっているのも、そのころには松江病院を辞めて雑賀町で開業していたと考えられる。

また、島根県も「直チニ歸國セシムルヘキ筈ニ有之候得共」とことわりながら、病気になるので「全癒次第歸國セシムヘク候」と治療が終わるまで猶予を与えるよう報告を外務省におこなっているのも興味深い。

この年の 10 月には別の鬱陵島民が松江を訪問している。同年 10 月 24 日付『山陰新聞』は「朝鮮人來る」として「朝鮮國江原道鬱陵島紳士朴時玫氏 (二十四) 遊歴として一昨日伯州境港より當市に來り緣取町の前田清助方に投宿せり」と伝えている。こちらは、短期の滞在だったためか、島根県から外務省への報告は行われていないようである。

## ②お礼に來た洪奉悌

洪石俊の足痛は錦織医師の治療のおかげで治ったらしく、洪石俊が鬱陵島に歸った時期は不明であるが、翌明治 31 (1898) 年 1 月にはわざわざ人を介して礼状を送ってきている。1 月 21 日付『山陰新聞』は、「韓人のお禮」として、次のように伝えている。

「昨年六年越し脛骨カリエス后潰瘍を患へて惱み居りし朝鮮鬱陵島の洪石俊といへるもの簸川郡杵築町の片岡何某を介して當市に來り雜賀錦織醫の治療を受けて全癒し去りしが同人は歸島後經過の甚だ可なるを喜び今回態々洪奉悌なるものを遣はし錦織氏及び紹介者の片岡に懇篤なる謝書を贈らしめきと。」

この洪奉悌 (ホンポンジェ) は、鬱陵島から隱岐西ノ島の別府港に渡り境港を経由して松江に來たため、1 月 15 日付の『山陰新聞』の「隱岐國通信 去十二日附通信左の如し」の中に「竹島渡航者」という記事に登場している。ちなみにこの時期の「竹島」は「鬱陵島」のことである。

「同國 (筆者注: 隱岐國) より近來、竹島へ赴航するもの漸くに多きに及へり而して是等<sup>これら</sup>は木綿、金巾、雜貨等を竹島に輸送し専ら大豆と引替ふるよしなるが凡そ木綿一疋を大豆一斗四五升乃至二斗と引替ふると云ふ航運の日時は前夜十二時に竹島を發船すれば翌日の夕刻には當國島前に歸着するを得目下竹島の土人一名知夫郡別府村に來村し居り能く日本語を操つれり不日伯州境港及び松江市を見物すと云ひ居れりと」

ここでは、渡航の目的を「見物」と言っているので「わざわざお礼状を届けに來た」のではなく「見物のついでにお礼状を届けた」可能性も十分にある。

この洪奉悌については、後述する。

この年の8月には鬱陵島島監の裴季周も松江を訪問している。<sup>2</sup>

### ③板わかめを買いに隠岐に来た鬱陵島民

明治32(1899)年5月に朝鮮の鬱陵島に居住する韓国人が2人、隠岐の浦郷(現在の隠岐郡西ノ島町浦郷)を訪れ、「めのは」(ここではわかめを板状に乾燥させた板わかめのことであろう。春は新物の板わかめの季節である。)を輸入するために購入したということが明治32年5月30日付『山陰新聞』の「隠岐浦郷通信」という見出しの記事に出ている。

また、記事によれば彼等は日本語もよく話せたようで、6月20日以前に鬱陵島に帰国したが、当地の小学校を訪問し、理科の実験などを見学している。この小学校はおそらく浦郷小学校と思われる。浦郷小学校は、明治31年にこれまでの本郷尋常小学校に高等小学校が併設され浦郷尋常高等小学校になっている。なお、現在は西ノ島にあった他の美田小学校、黒木小学校と統合して西ノ島小学校になっている。当時の鬱陵島には教育機関としては基礎的な漢学を教える書堂といわれる寺子屋のようなものはあったが、近代的な教育機関は1910年代に普通学校が設立されるまでなかったので、きっと珍しかったのであろうと思われる。

そのほか、日本の新聞で「ロシアの馬山浦買収」の記事を見て驚き、筆写して持ち帰っている。ロシアが海軍用地確保のため韓国南部の鎮海に近い馬山の土地を買収しようとして、結局日本が先手を打ってロシアの計画を断念させた「馬山浦事件」について、鬱陵島民も関心を持っていたというのは興味深い。<sup>3</sup>

浦郷港はこの時期、鬱陵島に向かう船の停泊地であつたらしく、また、浦郷村の村民で鬱陵島に出稼ぎに渡る人も多かったようである。

### ④船の乗組員として日本に来た鬱陵島民

同じ、明治32年5月に鬱陵島から境港に大豆140石を積んでいた大勝丸という和船が暴風のため、宇龍の港(現在の出雲市大社町宇龍)に寄港した際、鬱陵島の住民が乗船していたため明治32年5月10日付の『山陰新聞』に「朝鮮人漂着」という見出しで報道されている。

大勝丸は鳥取県気高郡賀露(現在の鳥取市賀露)の人の所有で、貸主は浦郷と境港の人、船長は境港の人で、乗船していた鬱陵島民はそれぞれ道洞と天府洞の住民であった。

この大勝丸は、明治33(1900)年6月に釜山領事館事務代理領事館補赤塚正助が韓国政府内部(内部というのは地方行政・警察・土木・衛生などを担当した官庁。昔は日本にも内務省という官庁があった。)視察官禹用鼎等と鬱陵島を調査した際の報告書<sup>4</sup>の中にも鬱陵島に停泊していた日本人の「所有船舶」として記載がある。大勝丸は沙洞に停泊しており、積載量は百四石で5人が乗り込んでいたと報告されている。(百四石は百四十石の誤りかもしれない。大豆140石ならば、1石=129kgとして約18トン。明治33年8月9日の『山陰新聞』の物価欄には境港の8月7日の物価として「竹島大豆」が1石あたり8

<sup>2</sup> 「鬱陵島島監」『山陰新聞』明治31年8月7日

<sup>3</sup> 「隠岐國浦郷短信」『山陰新聞』明治32年6月20日

<sup>4</sup> 『鬱陵島ニ於ケル伐木関係雑件』外務省外交史料館

円 30 銭となっているため、鬱陵島の大豆 140 石は 1,162 円の価値があることになる。) <sup>5</sup>  
またこの時の調査によると、明治 32 年には鬱陵島から大豆が 2,500 石輸出されている。  
明治 31 年は 3,500 石、明治 30 年も 2,500 石が輸出されている。

この調査では本来鬱陵島は開港地ではないため輸出はできないはずであるが、前任の島監が鬱陵島の大豆について 100 分の 2 を「納税」することで日本への輸出を認めていたこと。また調査時に島監であった裴季周も韓国政府にこのことが露見して叱責されることを恐れて「納税」についての領収書を発行することを拒んでいたが、輸出の際には島監の関係者 2 名が立ち会っていたことも報告されている。

この年の 5 月には鬱陵島沙洞の住民である裴致兼が慶尚道慶山玉谷の住民鄭尚兄と共に松江を商用で訪問している。 <sup>6</sup>

### ⑤隠岐に帆船を購入に来た洪奉悌

明治 33 年 (1900 年) 8 月 9 日付の『山陰新聞』に「韓人の來松」という見出しで、つぎのように伝えている。

「韓人鬱陵島人洪奉悌は此度隠岐國西郷にて帆走船一隻を購求し其の船具買入の爲め來松昨日午前警察部に片野保安課長を訪ひしか午後伯州境港へ向け發足せり」

明治 31 年に洪石俊の使いで松江に来た洪奉悌が今度は船を買いに来たことになる。彼が個人的に船を購入する資力があつたのか、これも誰かの使いで来たのかは不明だが当時の鬱陵島に帆走船を購入する資力を持った韓国人が鬱陵島にいたことになる。日本への大豆の輸出などで資力を蓄えた鬱陵島民がいたのであろうか。

当時の保安課長は片野淑人であるが、保安課は主に出版、集会などの取り締まりに当たった部署のため、どの様な目的で洪奉悌が保安課長を訪問したかは不明である。明治 32 年 2 月に訴訟のため松江を訪れた鬱陵島島監の裴季周の訪問に対し、島根県警察部部長の青木定謙警部長と、松江警察署長の助村一警部が裴季周の宿泊していた旅館に答礼に訪問している <sup>7</sup>ので、この時期の鬱陵島民にとって「日本の警察官」というのは何かしら意味のある存在だったのかもしれない。 <sup>8</sup>

ちなみに、この片野淑人は熊本県出身の士族で、後に愛媛県の郡長を経て、今治市の初代市長となった人物である。

### ⑥孫の「洪淳七(ホン・スンチル)」の語る「洪在現(洪奉悌)」

洪奉悌が何者であるかについて、洪淳七という人物が『この地は誰の地なのか!』 <sup>9</sup>とい

<sup>5</sup> ちなみに、当時の県吏員の月給が 8 円～15 円。松江市長の年俸が 700 円、第一中学校校長 (奏任待遇) の年俸が 1,200 円。

<sup>6</sup> 「朝鮮人來松」『山陰新聞』明治 32 年 5 月 12 日

<sup>7</sup> 「島監を訪ふ」『山陰新聞』明治 32 年 2 月 18 日、「島監の出廷」同紙、同年 2 月 19 日

<sup>8</sup> 明治 35 (1902) 年には鬱陵島の日本人を取り締まるため釜山領事館から警察官を派遣し駐在させているが同年 6 月 15 日付『山陰新聞』の「鬱陵島の日本警察」という記事によれば「此の派遣に就きては在留人は固より韓民の喜びも一方ならずと」あり、当時の鬱陵島民の日本の警察官に対する感情は悪くはなかったようである。

<sup>9</sup> 洪淳七『独島義勇守備隊洪淳七隊長手記 この地は誰の地なのか!』図書出版へアン 1997 年

う著書で、彼の祖父の洪在現の字（あざな）が「奉悌」であると書いており、洪奉悌と洪在現が同一人物であると判明した。

この著書で、洪淳七は洪在現から聞いたこととしてつぎのような主張を展開している。

- ・洪在現はある日、高い山に登って遠い東の海に一つの島を発見した。かつて読んだことのある『世宗実録』や『東国輿地勝覧』等の古書に明らかな于山島、現在の独島だろうと推察した。
- ・都合よく船が完成したため、1897年6月に独島に上陸し、鬱陵島から香木を1本持って行って現在の独島東島に植えた。鬱陵島に帰って来る時はあしかを3匹捕って来て、鬱陵島の住民にまんべんなく分け、葛とさざえとあわびだけで食いつないでいた住民たちに脂肪質を供給するようにしたことを大変喜ばれた、以降、脂肪質を独島で得なければならないと心に決めた。
- ・翌年（1898年）にはもっと多い人々を連れてあしかを捕りに独島へ行ったが、意外にも、そこで日本人のムラカミ（村上）という人の一行と出くわした。会話を試みると彼らは生業としてあしかを捕って売る動物商人だった。そこで洪在現はこの島は古くからわれわれの地なので、今後二度とこの島に来ないように言った。鬱陵島からの一行はあしかを捕まえて放してやり、洪在現は日本人の載ってきた船に同船し日本と一緒にいった。
- ・日本で洪在現はその官憲に鬱陵島と日本の間に位置する于山島、現在の独島は韓国の地なので今後日本人の出漁を禁止するよう要請して日本人が譲った（明け渡した？）船で鬱陵島に戻ってきた。

洪在現が、1898（明治31）年に松江に来たこと、1900（明治33）年に島根県警察部の保安課長に会っていることは当時の新聞資料から確認できるが、上記の荒唐無稽な「冒険譚」のようなことは起こっていないことは確実である。<sup>10</sup>

#### ⑦ 韓国外務省『獨島問題概論』に掲載された洪在現の「陳述書」

またこの主張は、洪在現本人が1947年7月に南朝鮮過渡政府外務処日本課長の秋仁奉に対して提出した「陳述書」とも矛盾している。次に大韓民国外務部（外務省）政務局が1955年に発行した『獨島問題概論』に掲載されている洪在現の「陳述書」から「独島での狩猟採取活動」に関する内容を確認してみたい。

- ・私は、今から60年前江原道江陵から移住してきて、現在まで本島に居住しております

---

<sup>10</sup> しかし、これを一民間人の荒唐無稽な「物語」として片づけることはできない。韓国の国立海洋調査院（KHOA）の『われらの土地 独島』というウェブページでは「独島を守った人々」として「洪在現一家」を挙げており、「（洪在現は）独島に現れた倭人を退けるため、直接日本に渡って独島が朝鮮の領土であると確固に明らかにして帰った。その後、日本がさらに侵入すると、彼の息子洪ゾンウクが代を引き継いで止めたし、孫の洪淳七は独島義勇守備隊長として活躍した。洪在現一家は三代にわたって独島を守ってきた生き証人と言える。」として称揚している。（※写真1）

[http://dokdo.khoa.go.kr/history/history03\\_view.asp?sgrp=N02&siteCmsCd=CM0005&topCmsCd=CM2112&cmsCd=CM2125&pnum=4&cnum=0&board\\_no=8&seq\\_no=0](http://dokdo.khoa.go.kr/history/history03_view.asp?sgrp=N02&siteCmsCd=CM0005&topCmsCd=CM2112&cmsCd=CM2125&pnum=4&cnum=0&board_no=8&seq_no=0)  
（2015/4/25 閲覧）

す洪在現です。年齢は 85 歳になります。

- ・独島が鬱陵島の属島であることは、本島開拓当時から島民の周知の事実です。
- ・私も当時金量淳・裴秀陰同志たちと一緒に今から 45 年前（卯年）から 4・5 回わかめ取り、獺虎捕獲に往復した例があります。
- ・最後に行ったときは日本人の帆船を借り、船主の村上という人と、大上という船員を雇用してカジ（あしか）捕獲をした例もあります。
- ・独島は天気清明な日には本島から分明に眺望することができ、本島の東海から漂着した漁船は昔から独島に漂着することが多かった関係で、独島に対する島民の関心は深いものがあります。

（後略）

ここでは、初めて独島での採取活動を行ったのは 45 年前の卯年（1903 年）となっている。竹島の島根県編入の前には、隠岐をはじめ山陰から多くの人があしか猟をするために現在の竹島に渡航しており、編入後の明治 38（1905）年に竹島での猟の許可を受けた竹島漁猟合資会社が竹島に渡航した際にも許可を受けていない密猟者が 8 組、人夫 70 名が猟をしており、中には日本人に雇用された朝鮮人がいたことも報告されている。

さて、洪在現は明治 33 年に隠岐で帆船を購入しているはずであるが、「陳述書」にも出てこないため、この帆船は彼の所有ではなかったのかもしれない。

洪在現自身が孫の洪淳七に 1947 年の「陳述書」と異なる話をしたのか、洪淳七が祖父の「功績」を大きく見せるために虚言を用いたのかは今となってはわからないが、「洪淳七の語る洪在現」は事実を伝えていない。<sup>11</sup>

#### ⑧明治 31(1898)年に松江で撮影された洪在現の写真

韓国の「独立記念館」に明治 31 年に松江で撮影された洪在現の写真が所蔵されていることを知ったのは、2011 年に発表された、鮮于榮俊氏の『1900 年鬱陵島視察官禹用鼎のトクソム認識と鬱島郡勅令の石島(独島) 問題』<sup>12</sup>という論文によってである。論文そのものは、鮮于の主張する「1897 年頃から洪在現ら韓国人が独島であしか猟を行っていた」という説と矛盾する 1947 年の洪在現本人による「陳述書」（ここで洪在現は 45 年前の卯年つまり 1903 年から 4・5 回独島で漁をしたと具体的な年を挙げて証言している）についての言及もない粗漏のあるもののためここではその内容についての批評は差し控えるが、そこで紹介されていた写真の裏には「これは独島義勇守備隊長洪淳七氏の祖父洪在現先生が 1898 年、度重なる倭人の侵入に日本島根県へ行って日人行政官とこれを論議して当時止宿した家の子弟(片岡兄弟)らと記念撮影した写真」と書かれているそうである。「独島義勇守備隊長～」と書かれていることから書き込みは明治 31 年当時に書かれたものでないのではないにしろ、写真そのものは明治 31 年 1 月に洪石俊の治療の礼状を持って松江を訪問し

<sup>11</sup> 私見では、「洪在現が日本に渡って日本の官憲に独島が朝鮮の領土だと認めさせた」という虚言は洪淳七の脚色によるものと思われる。韓国で「安龍福が日本に渡って日本の関伯（将軍）に鬱陵島と独島が朝鮮の領土であると認めさせた」という「伝説」が喧伝されるようになったため、自分の祖父についてもそのような「伝説」を作ったのであろう。

<sup>12</sup> 鮮于榮俊『1900 年鬱陵島視察官禹用鼎のトクソム認識と鬱島郡勅令の石島(独島) 問題』2011 年韓国行政学会冬季学術大会及び定期総会“健康な国家，幸福な市民：政府の役目と政策手段” 2011. 12. 9-10. ソウル大学校行政大学院女性家族部, LG 化学

た際に撮影されたものと推測できる。(※写真2)

### ⑨朝鮮総督府の統治に協力した洪在現

その後の洪在現の活動について考える時、朝鮮総督府が1935年に発行した『朝鮮総督府始政二十五周年 記念表彰者名鑑』<sup>13</sup>に「民間功労者」として洪在現の総督府統治下における功績が次のように記されていることを紹介したい。

「原籍 慶尚北道鬱陵島南面沙洞

現住所 同

農業

洪在現

事績

#### 一、美風良俗の馴致、農漁村厚生

明治十五年鬱陵島開拓令發布ト同時ニ江原道江陵郡ヨリ移住爾來本島ノ開發ニ從事移住者漸増セシモ永住性ナク常ニ當面ノ小利ニ著シ嫉視争鬪絶ヘザリシガ本人ハ執綱（民選面長）又ハ面長トシテ之等ヲ懇説共榮ニ導キタリ又内地人來往者増加シ來リ内鮮感情ノ衝突等アリシガ本人ハ幸ヒ國語ニ通ジ居リシ爲兩者間ノ意志ノ疏通ニ努ムル所アリ更ニ始政ニ當リテハ新政ヲ理解シテ之ガ周知徹底ニ盡カシ以來能ク協調和合民風大ニ革マリ更生作興ノ氣運隆々タルモノアリ既ニシテ他ニ見ル能ハザル理想郷ヲ出現セシメタリ之レ島ノ元老トシテ本人ガ同他片岡吉兵衛等ト相携ヘテ晝夜ニ努力セシ賜物ナリト言フベシ。

#### 二、漁業及蠶業

本島産業ノ大宗ハ漁業ニアリトナシ早クヨリ之ガ改善進歩ニ關シ努力盡瘁スル所甚ダ多ク昭和三年漁業組合設置セラルルヤ推サレテ副組合長ニ就任爾來一層斯業ノ進展ニ専念シ來レリ亦本島ハ養蠶業盛ニシテ本道中樞要ノ地位ニ在リ之ガ今日アル所以ヲ探ルニ本人ノ功績没スベカラザルノモノアリ即チ初メ本島ニハ山桑ヲ以テスル在來養蠶ノ若干無キニ非ザリシモ本人ハ漁村及奨励ニ志シ先ヅ率先シテ改良蠶種ノ飼育シ間然スルトコロ無ク更ニ一般ニ對シ自ラ熱心ニ奨励指導ヲナシ利害ヲ懇示シテ終始倦ム所無キニ一般モ大イニ感ジ新種飼種者續出シ終ニ今日ノ大ヲ爲スニ至リタリ

#### 三、公共事業

本人ハ奉仕ノ精神ニ富ミ嘗テ大正五年普通学校設立ニ當リ其ノ敷地傾斜地ナル爲整地ニ非常ナル困難アリ經費ノ關係上一大蹉跌ヲ來タセン際本人ハ自ラ進ンデコノ地均工事人夫ノ監督々勵ニ從事シタルコトアリ又島一周道路ノ開設ニ當リテモ百方奔走盡カスル所アリ且ツ工事監督亦自ラ進ンデ数ヶ月ノ長キニ亙リ一日モ倦ム所無ク努メタリ。

尚当人ハ面協議員ニ選出セタルコト五回面政ニ参畫大イニ盡ス所甚ダ多ク又農會副會長、学校評議會員、繁榮會副會長、農村振興會委員等トシテ公共ノ事ニ盡瘁セシ所多ナリ」

<sup>13</sup> 朝鮮総督府始政二十五周年記念表彰者名鑑刊行会『朝鮮総督府始政二十五周年 記念表彰者名鑑』昭和10年、復刻：「朝鮮総督府始政二十五周年 記念表彰者名鑑」『日本人物情報大系第79巻』株式会社皓星社、2001年

本文中、漁業組合の設立を昭和3年としているが、大正3(1914)年の誤りである。

「同他片岡吉兵衛」とある片岡吉兵衛も『朝鮮総督府始政二十五周年 記念表彰者名鑑』に「民間功労者」として紹介されており、明治29年に鬱陵島に「移住」して来たこと、水産「業界ノ統制上組合設立ノ必要ヲ痛感シ本人ハ萬難ヲ排シテ之ガ設立ニ努メ大正三年當局ノ認可ヲ得テ漁業組合ノ設立本人ハ衆ニ推サレテ組合長ニ就任」したこと等が記されており、洪在現は片岡吉兵衛と共に協力しながら鬱陵島において朝鮮人・日本人間の協調を図っていたことがわかる。また、前述の明治33年の釜山領事館事務代理領事館補赤塚正助の報告にも「在島日本人」の様子について「島監喪季周二ハ餘マリ敬服セサル風ナレトモ別ニ亂暴等ヲ爲シタルコトナシ殊ニ前幹事片岡吉兵衛ナルモノ及現幹事松本繁榮ハ能ク喪島監ト折合ヒ居レリ島民トハ至テ感情宜敷島民ハ日本人ニ依リテ多クノ便利ヲ與ヘラレ居ルコトヲ喜ヒ居レリ」とあり、片岡吉兵衛は喪季周との関係も良好だったことがわかる。<sup>14</sup>

## まとめ

明治31(1898)年、明治33(1900)年だけでなく、明治32年に隠岐で「めのは」を購入した韓国人も「好く邦語(日本語)を操る」とあるので、洪在現だった可能性は十分に考えられる。

洪在現は日本語が話せたこともあり、日本人を含む鬱陵島の社会での指導的立場にあったことが伺えるが、彼がその当時「独島は鬱陵島の属島」という主張をした痕跡は見当たらない。鬱陵島から竹島が見える時があったかもしれないし、日本人の船に乗って隠岐に何度も渡航していれば、その途中で竹島を見ることはあったかもしれないが、それは領有権を主張する根拠にはなりえない。

1948年の大韓民国憲法とともに制定された『反民族行為処罰法』により「日本の侵略」に加担した者を処罰する規定が定められたが、洪在現が「陳述書」を提出した1947年はその前年であり、日本の支配に協力した者を処罰する世論が高まっていた時期でもあった。洪在現が朝鮮総督府の「始政ニ当リテハ新政ヲ理解シテ之ガ周知徹底ニ尽力シ」たのと同じように、大韓民国の「始政ニ当リテハ新政ヲ理解シテ之ガ周知徹底ニ尽力シ」たのも彼としては当然の選択だったのかもしれない。

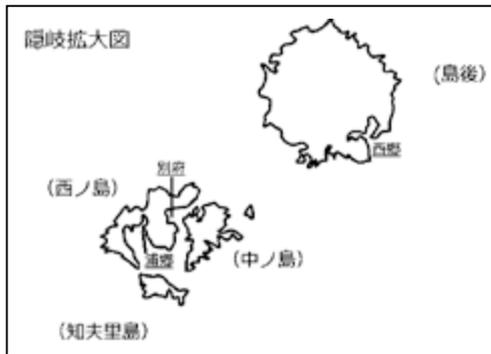
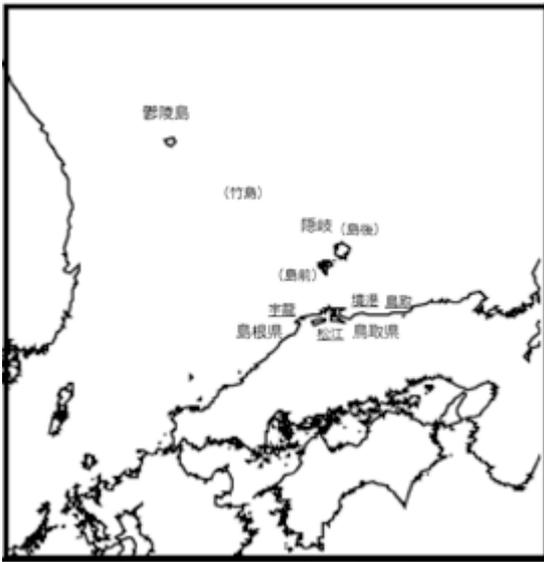
洪在現がなぜ戦後になって「独島は韓国領」という陳述をおこなったかを考える上で、彼に「親日」の負い目があったことも影響がなかったとは言えないと思われる。

竹島はそうした「日本の支配」に「協力」した韓国人にとって、戦後になってからの負い目から目をそむけさせる絶好の対象になってしまったのではないだろうか。そういった韓国内面の問題が解決されずに今日まで来たこと、竹島問題に対する韓国のかたくなな態度にもつながっていると考えることは可能だと思われる。

---

<sup>14</sup> そのほか、福原裕二『たけしまに暮らした日本人たち 韓国鬱陵島の近代史』(株式会社風響社、2013年)によれば『釜山日報』1932年8月25日付の記事には「内鮮人の融和に就いては鮮内第一と云ふも敢て過言ではなく、これは現に道評議員を勤めて居る片岡吉兵衛氏の如き人格者が四十年來吾れを忘れて公共事業に盡率先して指導誘恢に努め又洪在現氏の如き二十歳にして渡航し本年七十歳の老齡を以つて国語を解しよく片岡氏等と提携して島民に範を垂れ土地の繁榮開拓に盡すなど全く他では見られぬ麗はしさである。」とあるそうである。

位置関係地図



(※写真1)



独島を守った人々」として「洪在現一家」を称揚している『われらの土地 独島』（韓国国立海洋調査院ウェブページより）

(※写真2)



明治30年3月30日付『山陰新聞』  
「韓人慕我醫」



明治31(1898)年に松江を訪問した洪在現(左)